

## ウェストミンスター小教理問答書成立史

村川満

宗教改革以後プロテスタント教会の中で生み出された数多くの教理問答書のなかで、ルターの「小教理問答書」、「ハイデルベルク信仰問答書」と並んで最も有名なものは「ウェストミンスター小教理問答書」であろう。前二者がそれぞれルター派教会とヨーロッパの改革派教会の中で広く用いられてきたのに対して、これは英米の長老派教会とその流れをくむ世界の諸教会で広く用いられ、さらに組合派や英國教会やバプテスト派教会でも用いられて、その一般に及ぼした影響は計り知れないものがある。この問答書が、イギリス革命のさなか、ウェストミンスター聖職者会議<sup>1)</sup>によって、「ウェストミンスター信仰告白」、「同大教理問答書」とともに作成されたことは広く知られているが、その作成の具体的経過については、ほとんど一般に知られていないし、本格的な研究もまだなされていないのが実状である。そこで、利用できる資料は限られているが、これまでなされてきたよりも、できるだけ詳しく、この経過を調べて、叙述してみたい。ただ、今のところ不明な点が非常に多くて、事実の客観的叙述（ヒストリー）というよりも、事実の解明を目指す探究（ヒストリア）という色の濃いものにならざるを得ないであろう。

—

さて、ウェストミンスター会議の最大の成果が、その生み出した信仰告白と教理問答書であるということは、一般に認められているが、それは、あくまでも、後世からみての判断であって、会議が召集された直接の目的は、もっと別のところにあった。というのは、国王チャールズ一世の専制政

治と、それに結びついた大主教ロードのピューリタン弾圧の政策がひき起こした国民の強い反発は、ついに国王派と議会派の内戦に発展し、その嵐の中で、議会は1643年1月26日に、かねてよりの懸案であった英國教会の主教制度廃止を決定したが、それにかわる教会の組織形態については、まだ明確な考えも、一致した意見もなかったので、その新しく建てられるべき教会組織と、前世紀よりピューリタン達の反発を買っていた國教会の礼拝様式の改革とについて協議して、議会に助言をする議会の諮問機関として、ウェストミンスター会議は召集されたのである。

このような、会議召集の目的は、1643年6月12日に国王の同意なしに発効した会議召集の「条令」（Ordinance）に明らかである。そこで次のように言われている。

「現在の教会政治（主教制）は悪しきものであり……、宗教の改革と進展の大きな障害であり、この王国の国家と政治に極めて有害である。それ故、それを除去して、神の御言葉に最も合致し、国内の教会の平和を確保し維持するのに最も適し、且つスコットランド教会と他の海外の改革派諸教会との一致を深めるような政治組織を、教会の中に確立することを、議会は決意した。そしてそれをよりよく達成し、またイングランドの教会の教理に対するすべての偽りの中傷と誹謗を除去し無にするために、学識あり、信仰あつく、判断力の豊かな聖職者たちの会議を召集することが、適切で必要だと考えられる」<sup>2)</sup>。

ここで、教会の教理のことは言及されているが、付隨的であり、それも改革ではなく—イングランド教会が教理的に健全であるということを前提

1) The Westminster Assembly of Divines (1643-1649) (以下ウェストミンスター会議と略称する)。

2) 条令の全文は A.F.Mitchell, *The Westminster Assembly*, 1883, pp. ix-xii (以下書名を W.A. と略記) : *The Westminster Confession of Faith*, Free Presbyterian Publication, 1976, pp. 11-12, などに収められている。

して一ただ中傷や誹謗から守るという消極的な形で言われているに過ぎない。従って、この段階では、新しい信仰告白や教理問答書を作成するということは、まだ問題になっていないことはたしかである。事実、1643年7月1日に会議は開催されたが、議会から課せられた最初の仕事は英国教会の39箇条の改訂の作業であった。このことからも、新しい信仰告白と教理問答書の作成というようなことがまだ議会の念頭になかったことは明らかである。

新しい信仰告白と教理問答書のことが、はっきり問題になるのは、1643年8月に議会が国王との戦いにおいて、軍事的援助を求めて、スコットランドと結んだ「厳肅なる同盟と契約」(the Solemn League and Covenant)においてであった。これは、イングランド側が単なる政治的・軍事的同盟を考えていたのに対し、スコットランド側が宗教的契約を要求した結果締結されたもので、その中で次のように言われている。

「(われわれは、いと高き神に手をあげて、次のことを誓う)

われわれは、スコットランドの改革派宗教を、教理・礼拝・紀律・政治の点において、共通の敵に対して保持し、イングランドとアイルランド両王国の宗教を、教理・礼拝・紀律・政治の点において、神の言葉と最良の改革派諸教会の範例とに従って、改革することに、それぞれの場所と召命とにおいて、神の恩恵のもと、誠実・眞実・不斷に、努力する。またわれわれは、これら三王国の神の教会を、宗教・信仰告白・教会政治規程・礼拝と教理教育の指針において、最も密接に結合し統一することに努力する。それは、われわれとわれわれの子孫とが、たがいに兄弟として、信仰と愛とに生きることができ、主が喜んでわれわれの中に住んで下さるためである」<sup>3)</sup>

この「厳肅なる同盟と契約」<sup>4)</sup>によって、ウェストミンスター会議の仕事にも、新しい意義と目標が与えられることになり、イングランド教会の

改革ということから、三王国の宗教的統一の実現ということに目標が拡大され、具体的な仕事として、新しい信仰告白・政治規程・礼拝と教理教育の指針<sup>5)</sup>の作成ということが課題となるのである。

しかし注意すべきは、ここではまだ、信仰告白・政治規程・礼拝指針と並ぶ第四のものとして、教理問答書が言われてはいないことである。それはむしろ広い意味の礼拝指針の一部として扱われている。とはいって、ここで考えられているのが、単なる教理教育の指針であって、教理問答書ではなかったとは言い切れない。すでに1640年末に、スコットランドから派遣された和平特使がロンドンに携えて来た文書—the Solemn League and Covenant の起草者でもあるアレグザンダー・ヘンダーソンの手になるものの中ではっきりと、国王の支配のもとにある(諸王国)の全教会に(共通の)一つの信仰告白、一つの教理問答書、一つの礼拝・祈禱・説教・礼典執行などのための指針、一つの教会政治規程が作成されるべきであるという願望が表明されている<sup>6)</sup>。そしてこのスコットランドの要求にイングランド議会も、情勢の変化とともに、理解を示して来ていたし、両文書が同じ人物の起草になるものであることを考えると、上述の「厳肅同盟」の場合も、具体的な教理問答書の作成ということが念頭にあったと考える方が自然であろう。それでは、何故、「指針」という言葉が用いられ、しかも礼拝指針と一つのものとして扱われているのだろうか。この間に答えるためには、主教制に対する反対が、英國教会の「祈禱書」(The Book of Common Prayer)に対する反対と結びついていたことを考えなければならない。イングランドのピューリタンたちは、かねてよりカトリック的要素を残している英國教会の礼拝様式に強い反発を示していたが、スコットランド人も、チャールズ一世が祈禱書をスコットランドに強制しようとしたことに激しく抵抗し、これが内戦の引き金となったことはよく知ら

3) *The Westminster Confession of Faith*, Free Presbyterian Publication, 1976, pp.358-59.

4) 以下「厳肅同盟」と略称する。

5) Directory for worship and catechising.

6) B.B.Warfield, *The Westminster Assembly and its Work*, p.27(以下 Warfield, p.27 という風に略記する).

れている。したがって、目指されている礼拝の改革は、祈禱書とそれによって細部まで規定された礼拝を廃止し、もっと聖書的な、自由で自發的自覚的な礼拝を打ち建てることで、そのために祈禱書に代るものとして礼拝のための「指針」が考えられたのである。ところで、祈禱書には、幼児洗礼をうけたものが成人した時にうける堅信礼（Confirmation）の準備のための簡単な信仰問答が組み入れられている。それ故、祈禱書に代るものとして新しく作成される「指針」に、教理問答が含まれるのは当然であって、教理問答書が独立したものとしてあげられていない理由は、ここにあったと考えてよいであろう。

## 二

さて、「厳肅同盟」にもとづいて、会議が実際に教理問答のことを取りかかるのは、4ヶ月後の1643年12月16日以後のことである。この日、「礼拝指針」作成のための委員会が設けられ、スコットランドより派遣された特命委員たち（Commissioners）と協議して作業に当ることになった。委員会のメンバーは、マーシャル、パーマー、グッドウィン、ヤング、ハール（Marshall, Palmer, Goodwin, Young, Herle）の5名で、スコットランドの特命委員というのはヘンダーソン、ラザフォード、ベイリー、ギレスピー（Henderson, Rutherford, Baillie, Gillespie）の4名であった。そこで仕事の分担が行われて、教理教育（catechising）についての文書の作成が、ハーパート・パーマーの手に委ねられた<sup>7)</sup>。それが教理問答書の草案であったか、単なる教理教育の指針というだけのものであったかは不明であるが、前節で明らかにしたように、指針という言葉が使われていても、具体的には教理問答書のことが考えられているか、指針であるとしても具体的な問答が含まれたものであると考える十分の理由

があると思われる。いずれにもせよ、ここにウェストミンスター教理問答書作成の第一歩が踏み出されたと考えることは正しいであろう<sup>8)</sup>。そうだとすると、教理問答書は、信仰告白とは独立に、しかも8ヶ月以上も早く手がけられたことになる。

ところが、パーマーの作成した文書は、とくにスコットランドの委員たちの意にそるものではなかったようである。翌1644年4月2日付の手紙で、ベイリーは次のように書いている。

「さて、指針のことを言うと、われわれが提出した祈禱に関するものは、委員会で合意が得られた。マーシャルの分担した説教に関するものと、パーマーの分担した教理教育（Catechizing）に関するものは、前者はイングランドで最もすぐれた説教者であり、後者は同じく最もすぐれた教理教育家（catechist）であるけれども、まったくわれわれの気に入らない。そこで彼らの文書はわれわれの手に渡されて、こちらの意向にそって作成されることになっている」<sup>9)</sup>。

10月末にベイリーは、教理問答（Catechise）はまもなく（ere long）完了するという期待を表明し<sup>10)</sup>、11月21日には「教理問答は（草案が）でき上ったので、あまり時間をとらないと思う」と書いている<sup>11)</sup>。このでき上った教理問答といふのは、どういうものであろうか。恐らくスコットランドの委員たちが、パーマーの草案に手を加えたものか、それにかわるものとして作成したもののどちらかであろう。

このようなベイリーの予想にもかかわらず、パーマーからは、会議に何の文書も提出されなかった。これはどうしたことであろうか。ひとつ推測をするならば、先にパーマーの作成した文書にスコットランドの委員たちが満足しなかったように、こんどは彼らが作成した草案にパーマー（あるいは他の委員も）が賛成できなかつたのではな

7) Mitchell, W.A. p.409; Robert Baillie, *The Letters and Journals of R.Baillie*, II, pp.117-18, 140 (以下 Baillie と略記)。

8) A.F.Mitchell, *Catechisms of the Second Reformation*, 1886, p.X (以下書名を Catechisms と略記) and W.A. p.409. (前者の Introduction と後者の Lecture XII は大体同じ内容なので以下前者のみを引用する); S.W.Carruthers, *Three Centuries of the Westminster Shorter Catechism*, 1957, p.3 (以下 Carruthers と略記)。

9) Baillie, II, p.148.

10) Baillie, II, p.232.

11) Mitchell, *Catechism*, p.X: 'The Catechise is drawn up ,and I think shall not take up much time.'

かろうか。

このような事態に業を煮やしたというか、一向に進展しない局面の打開をはかるためか、12月2日に会議は、教理問答を促進するためにパーマーにマーシャル、タックニー、ニューコメン、ヒル（Tuckney, Newcomen, Hill）の4名を加えるという決定をしている<sup>12)</sup>。これがどのような効果を生み出したかはわからないが、12月26日付のベイリーの手紙に次のような記述がある。

「(礼拝) 指針と政治(規程)が、あと数日で、われわれの手を離れると、聖餐禁止の大問題と教理問答と信仰告白に取りかかるだろう。当地で多くの人々に長く支配的であった論争の気分が、なお続くなれば、まだわれわれを引きとめる問題がここにはある。しかしそれも、神のおかげで、やわらげられて、すべては終結に近い。われわれはまた、教理問答の草案について、内々に(in private)ほとんど合意に達した。そこで、それが公けになると、ほとんど論争は起こらないと思う」<sup>13)</sup>。

これを読むと、先の委員の追加の効果が早速あらわれたように見える。しかし又もやベイリーの予期とは異なって、事態は進展しなかったようで、パーマーからは依然として会議に何の文書も提出されなかった。2ヶ月経過した1645年2月7日に、会議はレノルズとデルメ（Reynolds, Delmé）の2名を教理問答の委員会に加えている<sup>14)</sup>。信仰告白の作成においても発揮されたレノルズの学識と判断力、カンタベリーにあるフランス改革派教会の牧師としてのデルメの国際的知識と感覚などが二人が選ばれた理由であろうが、そもそもこのような追加がなされた理由は何であったろうか。委員会内部に不一致があり、その困難を開拓するためのものであったと考えるのが適当であろう。それでは、ベイリーの言う「内々に合意に達した」とはどういうことであろうか。なかなか厄介な問題ではあるが、それは必ずしも委員会の意見の一致ということを意味しているのではなく、スコッ

トランドの委員たちと教理問答作成のいわば責任者であるパーマーとの間の合意と考えることはできないだろうか。その根拠は、更に数ヶ月後の5月13日に展開される論争（後述）の内容である。そこでパーマーを支持したのはスコットランドの委員だけで、マーシャルをはじめとしてみんなが反対であった。ここから考えると、スコットランドの委員たちは、前に述べたように最初パーマーに賛成ではなかったにもかかわらず、協議を重ねるうちに、彼の考えを支持するようになったと考えられる。それが「内々に合意に達した」ということの意味ではなかろうか。

ところが、委員会内部では合意を得ることができず、事態は停滞したままなので、打開をはかるために2名の委員の追加が行われたと考えられるが、それも結局うまくいかなかったとみえ、パーマーが会議に何の報告も出さない状態は、なお3ヶ月続くのである。もっとも、教理問答の作成が進捗しないのは、委員会内部の事情だけでなく、それよりもはるかに外部的事情によるところが大きいということは言っておかねばならない。

ここで一つ不可解なベイリーの手紙がある。4月25日付のものであるが、次のように書いている。

「教理問答と信仰告白はそれぞれの委員会に委ねられており、どちらに関しても、いくつかの報告が会議になされている。この両者には(礼拝)指針と教会政治(規程)の場合のように大した論争はないと思う。」<sup>15)</sup>

不可解というのは、議事録を見る限り、信仰告白についても、教理問答についても、その内容にかかる報告がこの時期になされた形跡はないということと、ベイリーの楽観的見方は、私が推測してきたような委員会内部の困難や、以後の事態の推移とどう調和するかということである。

## 二

5月12日(1645年)になって、突然、会議は、「教理問答委員会を本日午後開催すること」という命

12) Mitchell and Struthers ed., *Minutes of the Sessions of the Westminster Assembly of Divines*, 1874, p.13 (以下 *Minutes* と略記)。

13) Baillie, II, p.248.

14) *Minutes*, p.48.

15) Baillie, II, p.266.

令を出している<sup>16)</sup>。この日はちょうど、7名より成る信仰告白の起草委員会が設けられた日でもあり、そのことは、これまでの教会政治をめぐる果てしない論争が終り、会議がようやく信仰告白と教理問答の作成に本格的に取り組むことができるようになった事情を示していると思われる。

翌5月13日、前日に開催された委員会をふまえて、教理問答委員会より報告がなされた。報告者の名は記されていないが、パーマーであることは間違いない。この報告書の内容については何も記されていないが、ミッケルは、パーマーが自分の教理問答書（1640年出版）に付した序文と実質的に同一のものだと推定している<sup>17)</sup>。しかし、そのように方法論を述べた序文の部分に限定する必要はなく、むしろ、その方法論にもとづいて作成された教理問答そのもの（序文を含んでいても、いなくても）であったと考えて差しつかえないと思われる。そこで、その教理問答の内容ではなく、方法論的特色をうかがい知るために、パーマーの教理問答書の最初の部分を訳出してみよう<sup>18)</sup>。

**問1 人のこの世  
の最も重大な務め  
は何ですか。**

世にならって気  
ままに生きること  
ですか。 いいえ。

それとも、神の  
栄光をあらわし、  
自分の魂を救うことですか。

そうです。

**問2 どのように  
すれば、神の栄光  
をあらわし、自分  
の魂を救うように  
なりますか。**

無知な者にそれが  
できますか。 いいえ。  
神を信じない者  
にできますか。 いいえ。

**答 人のこの世の  
最も重大な務めは、  
神の栄光をあらわ  
し、自分の魂を救  
うことです。**

そうです。

**答 神の栄光をあ  
らわし、自分の魂  
を救おうとする者  
は、神を知り、神  
を信じ、神に仕え  
なければなりません。**

神に仕えない者  
にできますか。 いいえ。  
神を知り、神を  
信じ、神に仕える  
ことができるよう  
にならなければな  
らないのではあり  
ませんか。 そうです。

この例からわかるように、パーマーの方法は、全体を主要な問と主要な答の組と従属的な問とそれに対する Yes, No という簡単な答の二つの組にわけるものである。従属的な一連の問は、一般的な内容である主要な問の、具体的・個別的適用をその内容としている。これに対し、主要な答は、一方で出来るだけ簡潔であることを目指しつつ、他方、問から独立して意味の通る完全な内容の文章になっており、しかもその内容は、一連の従属的問の集約になっている。今パーマーの主張を紹介する余裕はないが、その書物は表題「キリスト教の諸原理を、平明、平易にしようとする試み」<sup>19)</sup>が示しているように、初心者また力の弱い者に対する教育的配慮に貫かれた、ユニークで特色的ある教理問答書である。

5月13日に会議に提出された報告書が、上述のようなパーマーの主張に従って書かれたものであったことは、議場で行われた議論の内容からみてほぼ間違いない。今、この興味深い討議の内容を紹介するスペースがないのが残念であるが、パーマーの案を支持したのは、スコットランドからの特命委員であるラザフォードとギレスピーの二人だけで、他の人々はみな口々に反対を唱えた。彼らは、パーマーの労に感謝をあらわし、また彼の方法の教理教育における有効性を評価しつつも、教理問答の中にそれを盛り込むことに強く反対した。教理問答と教理教育とは別であり、また教理教育の方法は、牧師がそれぞれ、相手に応じて工夫して行うべきで、それを一律に規定するようなやり方はよくない、というのがその理由であった。

このような強い反対意見を表明した人々の中

16) Minutes, p.91.

17) Catechisms, p. Xiii.

18) Mitchell, Catechisms, p.99.

19) An Endeavour of making the Principles of Christian Religion... plaine and easie.

に、ほかならぬ教理問答の委員であるマーシャルやレノルズがいたことは、委員会の内部に困難があったという私の推測を裏づけるものであろう。それはともかく、この討議の結果、パーマーの方法、つまり主要な問と答に従属的問と答を組み合わせてゆくというやり方に、会議が圧倒的に反対だということが明らかになったので、パーマーは、いさぎよく、それを断念したように見える。しかしこれで彼の方法が全く否定されてしまったのかと言うと、決してそうではない。彼の教理問答のもう一つのユニークな特色、つまり主要な答の作り方についての主張は、否定されるどころか、そのまま取り入れられて、後に「ウェストミンスター小教理問答書」の特色の一つになるのである。それは答を、(1)どんな記憶の弱い人でも覚えられるように、できるだけ短くする、(2)問から独立して、それ自体で意味の完全な文にする、という方法である。これはパーマーのものと小教理問答書を、たとえばカルヴァンの「ジュネーヴ教会信仰問答」や、「ハイデルベルク信仰問答」と比較すれば、直ちに明らかになる特色である<sup>20)</sup>。

#### 四

5月13日の次に教理問答について記録がでてくるのは8月1日であるが、それは「パーマー氏が教理問答についての報告をした。討議がなされた」というだけのものである。続いて8月4日と5日にも討議がなされたが、4日の記録には、「使徒信条を明示するかどうかについての討議」<sup>21)</sup>とあり、5日には神に関して討議がなされたと記されている。これらの記録をもとに考えてみると、8月1日の報告というのは、基本的にパーマーの教理問答書の順序にしたがった教理問答の草案ではなかったかと推測されてくる。もっとも、あのユニークな従属的問答が省かれていることは言うま

でもないことであり、草案と言ってもごく部分的なものか、かなりの部分を含むものであったかはわからないが、全体の草案でなかったことだけはたしかである。それとパーマーの問答書との対応関係は4日と5日の討議の主題と順序が、パーマーのそれとよく一致しているところから十分推測される<sup>22)</sup>。とすると8月1日の討議の内容は上に訳出したパーマーの問1、問2に相当するものであったと考えてほぼ間違いないであろう。

ところで、4日の使徒信条をめぐる討議についてミッチャエルは、これを教理問答書のいわゆる信仰篇の構成に関するものだったと考えている。つまり、1644年のスコットランドの教理問答書やパーマーのものその他に見られるような、使徒信条に従った構成にするか、それとも、厳密な意味でのピューリタン的な教理問答書で採用されているような、体系的な構成にすべきか、の議論であったと推測するのである<sup>23)</sup>。しかしこの説には疑問がある。問題はむしろもっと端的に、使徒信条を、パーマーの場合のように、教理問答の中に組み入れるべきかどうか——これが構成の問題につながってゆくことは認めるが——であったと思われる。使徒信条は何度か会議で問題になり<sup>24)</sup>、小教理問答書が完成した時に、それをあとに付加することにさえ激論がたたかわされたほどである<sup>25)</sup>。したがって、この場合も、すべての議論は聖書にもとづかなければならないという厳密な聖書主義の立場から、使徒信条が教会の正統的信仰の表明であることは認めながらも、それを聖書と同じように基礎におくことは許されないという意味で、教理問答に組み入れることに異論がとなえられたのであろう。

8月5日から2週間、会議は他の厄介な問題に忙殺されたため、教理問答の審議を行うことができなかつたようである。

20) (1)については、「ハイデルベルク信仰問答」の有名な第1問に対する長い答。(2)については、たとえば「ジュネーブ信仰問答」の第1問。問。人生の主な目的は何ですか。答。神を知ることができます。というような問と答に意味が2分されるやり方に対して。

21) *Minutes*, p.118: 'Debate about the creed to be expressed.'

22) 問2の次に番号のない問「信仰の箇条を言ってごらんなさい」がきて、答で使徒信条を述べることになっている。問3は「神を信じるとはどういうことですか」、問4は「神はどんな方ですか」となっている。

23) *Catechisms*, p. XVI.

24) *Minutes*, pp.281, 305 (1646年9月14日, 12月1日) など。

25) *Minutes*, p.490. 1947年11月17日。

8月20日に、「教会問答についての討議……三人の委員会。議決一パーマー氏、スタントン博士、ヤング氏は、できるだけ速やかに、教理問答の草案全体 (the whole draught) を作成して、この会議に報告すること」という記録がでてくる<sup>26)</sup>。

この日の討議のテーマは何であったのだろうか。8月5日の続きとして、恐らく神についてか、それに続く項目についてであったであろう。しかし問題はそのことよりも、ここで何故突然三人の委員会が設けられたのか、ということである。ミッケルは「委員会はまだ完全には意見の一致をみていなかった。そして、8月20日の討議の後に、それが改編されたのは、このためであった」と推測している<sup>27)</sup>。しかしながら、委員会の意見の不一致を克服するためにメンバーを入れかえるというのではなく、その場合ならむしろメンバーを追加して討議をつくさせるであろう。少人数の委員会は実行委員会的性格のもので、対立した意見の調整を目的とするよりも、この場合ならば、少くとも会議における4回の討議をふまえて、ある方向性が定まったところで、教理問答の全体にわたる草案を作成して、一気に審議の促進をはかるとしたものと思われる。ウォーフィールドは、ミッケルとは反対に、教理問答書が完成に近づいていたと推定しているが<sup>28)</sup>、1回の報告と4回の討議—教理問答のごく始めの部分をめぐる討議—だけで、しかも会議が他の仕事に忙殺されていた時期に、このようなことがどうして可能であろうか。むしろ反対に、新しい委員会の設置は、審議の暫くの中止のあとに、遅れた仕事を早く進めたいという会議の気持をあらわすものであると言ってよいであろう。

## 五

このような会議の意向にもかかわらず、不思議

なことに、それから約1年近くの間、教理問答のことは議事録から何も聞かれないでのある。これははどうしたことであろうか。その謎を解くためには、われわれはまたペイリーの手紙に赴かなければならぬ。翌1646年1月末に彼は「教理問答を再び取り上げる (resume) 前に、信仰告白の方を終らなければならない」と書いている<sup>29)</sup>。ここからわかるることは、教理問答作成の作業が中断しているということと、信仰告白を終ってから教理問答の方を再開するとしていることである。これはこれまでになかった新しい事態である。つまり、これまで教理問答は信仰告白からは独立して、先に着手され、何度も完成を急がされ、その後も平行して作業が進められてきた。それが、信仰告白を先に終えてから教理問答に移るということになり、そのためにはすでに始められていた教理問答の作業が中断されたというのである。これはこの1年間の空白をよく説明するものであるが、それではどういう理由でこのような方針の変更がなされたのであろうか。それを説明するのもまたペイリーの手紙である。半年後の7月14日付の手紙で彼は次のように述べている。

「われわれはずっと以前に、教理問答においてかなり進んだ。しかしあやかしい事情や長い論争に遭遇したので、それは信仰告白が終るまで中止された。というのは、信仰告白ではっきり述べられたこと—それは教理問答（の審議）において繰り返して議論されることはないはずだから—以外には何事も教理問答に入れないと決定をしたからである」<sup>30)</sup>

この新しい決定は何時なされたのであろうか。1月末より前であることはたしかであるが、それもかなり以前だと推測される。議事録に何の記載もないのは、恐らくその不備であろう。次にわれわれというのとは誰を指すのであろうか。会議で審議された形跡はないから、前節で述べた草案作成委員会と当然それを助けているスコットランド

26) *Minutes*, p.125. (Herbert Palmer, Edmund Stanton, Thomas Young).

27) *Catechisms*, p. XVI.

28) Warfield, p.62.

29) Carruthers, p.4.

30) Baillie, II, p.379: 'We made, long ago, a prettie progress in the Catechise;... it wes laid aside, till the Confession wes ended, with resolution to have no matter in it but what wes expressed in the Confession, which should not be debated over againe in the Catechise.'

の委員の立場から言われたものと解される。そうだとすると、8月20日に任命されてから草案作成委員たちは、スコットランドの人々の助けを受けながら作業を進め、かなりのところまで進んだということになる。ところがそこで中断がくるのである。これは何も委員会内部での意見の対立というようなことではなく、同時に進行していた信仰告白の方の審議と関係がある。そこで激しい議論がなされて行くにつれて、教理問答が信仰告白と共に通の教理を扱うものである以上、信仰告白の方ではっきり決着がつかないうちに、草案作成を進めると、結局議論を二度やる結果になるということに気がついたのであろう。そして信仰告白において教理的一致が確立された上で、教理問答書をそれにもとづいて作成するのが順序であるということになって、教理問答の草案作成の仕事が中断されたのであろう。

ところで、同じ手紙の中でベイリーは、信仰告白の審議が間もなく終るという見通しを語っている。ということは、中断していた教理問答の再開の機会が熟したということを意味している。まさしく、教理問答についての記事が、議事録に再び出てくるのは、その直後である。11ヶ月ぶりの1646年7月22日に、先ず下院より会議に対して、信仰告白と教理問答の完成を急ぐようにという希望が伝えられ、それに応じて、信仰告白の委員会の開催のことなどと並んで、「教理問答委員会にウォード氏（Ward）を追加する」という決定がなされるのである<sup>31)</sup>。

この決定について、ミッケルは、上述のような事情を全く知らなかったように、草案作成の仕事が「速やかに進まなかったのか、あるいは、その仕事において予期しない困難に出くわしたのか」<sup>32)</sup>というような理由を推測している。しかし、上述の如く、教理問答の仕事は明確な理由で中断されていたのであって、今長い空白のあと、仕事を再開するに当って、会議が委員会に1名を追加して、それを強化し、仕事の推進をはかったとしても、何ら不思議はないのである。

ところで、ウェストミンスター会議についての

もう一人の権威者であるウォーフィールドは、前述の空白期間の問題について、また違った説明をしている。彼によると、1645年8月20日に草案作成委員会が設けられたけれども「この仕事からは何も生まれなかつた。実際、教理問答に対して、議員たちがその真に生産的な仕事に取りかかる前に、一度か二度スタートの失敗（false starts）がなされたように見える」と述べ、更に、ベイリーの手紙の内容を「これまで達成されていたことが全部捨てられ（わきにおかれ）て、新しい出発がなされた」というように伝えて、「信仰告白が終って検討の過程にある今、新しい教理問答が取り上げられたのである」と言っている<sup>33)</sup>。しかしこれはベイリーの文章の誤解にもとづいた立論だと言わなければならない。

ベイリーは「教理問答（作成作業）が（信仰告白の完成まで一時）中断された」と言っているのに、その主語を「これまでに達成されたことすべて」というように仕事内容におきかえ、更にベイリーが、継続した仕事の中止を語り、しかもそれがかなり以前の決定にもとづくことを暗示しているのに、まるでそれがこの7月の時期になされたものであるかのごとく、新しい出発とか新しい教理問答ということを語っているのである。これはまたベイリーが教理問答作成作業の中止の理由として語った、信仰告白との関係についてのかなり以前の決定を、新しい決定として、これから始まろうとしていることの理由とすることになる。

このような誤解は、ウォーフィールドが、大小教理問答書作成に至るまでの長い過程を、連続したものとしてよりも、何度かのスタートのやり直しのすえにやっと正しいスタートを切ってゴールに到達したというように、何かドラマティックにとらえようとする考え方から来ているように思われる。そしてその根底には、ウェストミンスター教理問答書という素晴らしい完成品を重んじる余り、その完成への直接の過程のみを真に生産的な仕事と判断する視点があるように思われる。しかしながらわれわれは、教理問答書作成の長い過程の全体を、trial and error を重ねつつも、完成

31) *Minutes*, p.259.

32) *Catechisms*, p. XVI.

33) Warfield, pp.62-63.

に向けて粘り強く続けられた一貫した努力として正しく評価しなければならない。

## 六

7月22日（1646年）にウォードが委員会に加えられたあと約50日間は、記録に教理問答のことはあらわれない。その頃会議は、信仰告白の検討仕上げの仕事で連日多忙であったが、教理問答委員会は、ウォードを加えて再開され草案作成の仕事に当たったものと思われる。以前にかなりのところまで進んでいたわけであるが、ウォーフィールドのように、それをすっかり御破算にして、新しい出発をしたと考える必要はなく、信仰告白で明示されていることだけを盛り込むという、先に決まっていた方針に従って、すでに出来上っていた部分は手直しつつ、中断していた作業を再開継続していくと考えて少しも差支えないであろう。そしてその作業も恐らく順調に進んで、草案の全部が完成するところまできたのであろうか<sup>34)</sup>、9月11日（金）朝、会議は、教理問答の報告をその日の午後するように求めた<sup>35)</sup>。しかし、会議が開かれなかつたため、9月14日（月）朝になってパーマーは会議に報告書を提出した<sup>36)</sup>。同じ日の午後討議がなされ、またもや使徒信条を暗唱することが問題になったが、それは教理問答の終りまでお預けということになり、次のことが議決された。「前の答はこのような表現にすること：信仰と服従のただ一つの基準は、旧新約聖書にある書かれた神の言葉である」。これは今審議中の教理問答の第3問の答に相当するが、それに対する問も、第1、第2の問答も記録から落ちている。小教理問答書の最も有名な冒頭の問答：「問。人のおもな目的は何ですか。答。人のおもな目的は、神の栄光をあらわし、永遠に神を喜ぶことです」

が、何時、どの段階で成立したかを知る上で、この記録が抜けていることは、大へん残念なことである。

9月14日以後、審議は順調に継続され、9月24日、問35（人間の罪に対する罰）まで進んだ後、約2ヶ月間審議が中断される。しかしこれは教理問答の方に何か問題が生じたためでなく、信仰告白の審議との関係からであると思われる。というのは、翌25日に、会議は、議会からの要請にこたえて、検討を終えた信仰告白の19章までを下院に送ったが、残りの部分も早く片付けて議会に送ろうとして、信仰告白に集中するために、教理問答を中断したのだと思われる。ベイリーが10月11日の手紙で「われわれは教理問答の4分の1近くを可決した。しかし、信仰告白がわれわれの手を離れるまで、それに本格的には進んで行かないだろう」<sup>37)</sup>と述べているのは、上の推測を裏づけるものであろう。そして事実、11月26日に信仰告白が一応完了した時に、教理問答の討議にかかるようになる決定がなされているのである<sup>38)</sup>。このようにして翌27日に教理問答の審議は再開され、仲保者キリストについての問答から始めて、翌1647年1月4日第四戒のところまで中断なく審議は続いて行く。

ところが、再開後すぐの12月1日に、委員会メンバーの追加を行うことが議決され、ホイタカーズ、ナイ、バイフィールド（Whitakers, Nye, Byfield）の3名と信仰告白の「仕上げ委員会」のメンバーが指名された<sup>39)</sup>。この委員会はこの時にはレノルズ、ニューコメン、タックニー、アロウスミス（Arrowsmith）、コードリーカー（Cawdrey）、ホイタッカーの6名から成るので<sup>40)</sup>、重複をのぞくと計8名の追加ということになる。

34) 注41の本文に引用されているベイリーの文章を参照。

35) *Minutes*, p.281.

36) ミッチャエルは午後提出されたと書いている（*Catechisms*, p. XVI）が、提出は午前の会議（第705回）で審議が午後の会議（第706回）である。

37) Carruthers, p.4.

38) *Minutes*, p.304: 'Ordered— To proceed in the debate of the Catechism.'

39) *Minutes*, p.306: 'The brethren that are for the methodizing of the Conf. of F.' この委員会には rewording, perfecting などいろいろの言葉が使われている。

40) Cf. J.B.Rogers, *Scripture in the Westminster Confession*, 1967, p.175. この委員会の最初のメンバーである Herle は途中でやめている。又 Whitaker はこの委員会のメンバーであるのに、何故別に名指しされているのか、わからない。

何故このような大追加が行われたのか、その理由を明示するものはない。メンバーの追加は意見の対立を予想させるが、それを裏付けるものではなく、又それではこのような多数の追加、しかも「仕上げ委員会」のメンバーがとくに選ばれたことが説明されない。従ってそれは、信仰告白が完成して、仕上げ委員の手があいた時であるから、人々の能力と経験とを、教理問答の作成にも生かそうとしたものと考える方が自然である。折しも審議は教理問答の半ばを消化して十戒の審議に進もうとしているところであるから、信仰告白の場合と同じように、すでに会議を通過したもの再検討し、今後さらに通過してゆくものも逐時検討して、より完全なものに仕上げることが、この人々に期待されたのだと思われる。

会議はその翌日から、十戒に進む前提として、悔改めと信仰について討議したあと、十戒に移るが、審議は翌年の1月4日第四戒のところまで、順調に進んだように見える。そのことは、ちょうどこの時期に、スコットランドに帰国することになったベイリーが12月25日に、情勢を次の様に書いているところからもうかがえる。

「われわれが願い、また契約を結んだ統一の第四の部分は教理問答である。委員会が草案全体を作成して報告した。会議は、私が去る前に、半分以上票決していた。残余は短時間で終るだろう。というのは、彼らは簡潔を心がけており、信仰告白に記されている以外の神学項目はその中に入れないと票決しているからである。これが終ると会議にもうめんどうなことはない」<sup>41)</sup>

しかし又もやベイリーの予想は裏切られることになる。

## 七

1月4日（1647年）以後、会議は、議会から要求された、信仰告白に証拠聖句を付けるという作業に多忙で、教理問答の審議を進めることができなかったようであるが、1月14日に突然、会議は教理問答作成について方針の大変更をするのである。議事録はこう記している。

「ヴァインズ氏（Vines）の動議にもとづいてこう命じられた—教理問答委員会は二つの教理問答書、大きいものと簡単なもの、の草案を作成すること、その際、信仰告白と、既に着手されている教理問答の内容とに注意を払うべきこと」<sup>42)</sup>

大小二通りの教理問答書という、今日われわれがウェストミンスター会議の遺産として所有している方式は、この決定にもとづいているのである。

ところが、このような画期的な方針の変更がどのようにしてなされるに至ったかという経過は全くわからない。ミッケルは12月1日の委員会の改編の結果だと考えている<sup>43)</sup>。委員の大増員が、委員会の中に収拾のつかない意見の対立を生み出したというのであろうか。しかしそれならば、委員会の改編がなされるのが自然であろうし、議場で突然委員会と関係のない人から動議ができるのもおかしい。従って問題があったとすれば委員会よりもむしろ会議それ自体の中だと考えるべきであろう。しかし、スムーズに進行していたように見える会議のどこに問題があって、あのような突然の提案がなされ、それが受け入れられることになったのであろうか。この時期に何か急にはげしい意見の対立があらわれたと考えることは不自然である。それよりもむしろ、ずっと以前から、教理問答に対して二つの異なる見解あるいは要求がある、それがこれまでも審議の底流をなしていたが、この時期、とくに十戒の審議の過程で、ますますあらわになって来て、それを打開するためにヴァインズがあの提案をしたと考える方が合理的である。その二つの見解というのは、教理問答を、初步的な者、未熟な者の信仰教育のテキストと考える見解と、信仰告白と同じように、教会の信仰・教理の規準として、とくに毎週の礼拝と牧師の説教の基礎となるものと考える見解とである。これは必ずしも対立するものではないが、異なった要求がここにあると考えられる。ウェストミンスター会議が、最初教理問答をとり上げた時には、国教会の祈禱書の中にあるそれにかわるものとして、前者が目指されたことは明らかであり、以後も基本的にはその線で教理問答の作成がはかられ

41) Carruthers, p.4.

42) Minutes, p.321.

43) Catechisms, p. XVII.

てきたと考えていいであろう。しかしながら、もう一方の要求もおそらく早くからあらわれていた、しばしば対立をつくり出していたと思われるが、それは、方法上、形態上の問題なので、決定的対立とはならず、審議はいわば中道的なところで決着をつけるという形で進んで来たのではないだろうか。これまで会議を通過して來た問答の内容は、大まかに言うと、現在の教理問答書よりは詳しく、大教理問答書よりは簡単なものになっているが、それもその結果と考えられる。十戒の審議にはいっても、同じような形で議事は進行し、記録にあらわれる限りでは、スムーズに事は運んでいたように見える。しかし実際には二つの要求の間でかなりの論争が展開されていたと考えることは不可能ではない。たとえば、12月16日に第一戒と第二戒について委員会から報告がなされたとするされているが、これはおそらく委員会に再付託されたものについての報告だと考えられ、更にそれに対しても、議場で追加が行われたり、パーマーが一句に異議を表明したりしているところに、その一端があらわれていると言えるかもしれない<sup>44)</sup>。

以上のように、二つの教理問答作成の決定に至る経緯はあまりはっきりしないが、その決定の意味については、スコットランドの特命委員であったラザフォードとギレスピーの明確な証言がある。1月19日にスコットランド教会総会議に宛てた報告のなかで、ラザフォードは次のように述べている。

「聖職者会議は、委員会から提出された教理問答においていかに進んだ後に、一つの形の教理問答書では、自らをも世界をも満足させることができ非常に困難である、つまり一つの皿の中でミルクと肉の両方を調理することは非常に困難であるということがわかったので、考え直した末に、その仕事をもう一度付託して、二つの形の教理問答、つまりより厳密で包括的なものと、初心者のためのより平易で短いものとを作成させることにし

た。」<sup>45)</sup>

ギレスピーは8月に同じく総会議に宛てて次のように書いている。

「彼らはそれを、会議が期待するような詳しいものにするにはどうすればよいか、他方では、並の学識のない者の能力に合うようなものにするにはどうすればよいかに（大へん難渋した）。そこで彼らは二つの別個の教理問答を作成中である。つまり学識のない人々のための短い平明なものと、理解力のある人々のための大きいものとである。」<sup>46)</sup>

## 八

このようにして、会議より二種類の教理問答書を作成することを命じられた委員会は、大教理問答書の方からその仕事を始めた。4月5日に信仰告白の証拠聖句が完了したあと、4月14日に大教理問答の最初の報告が教理問答委員会からなされた。しかしこれは大教理問答の全部ではなくて、一部であり、報告者はエドマンド・スタントン (Edmund Stanton) となっている<sup>47)</sup>。これまで教理問答作成の中心は一貫してパーマーであったし、大教理問答のために新しく委員会が編成されたようにも見えないので、当然パーマーが委員長で、報告も彼がするものと期待される。もっとも、スタントンは、1645年8月20日に全体草案作成を託された三人の委員の一人であるから、何らかの事情でパーマーの代理をしたとも考えられるが、次の5月5日にいくつかの変更について報告をしているのもスタントンである。次の報告の記録は6月2日であるが、残念なことに、報告者の名が記されていない。ところが、6月11になると、報告者としてアントニー・タックニー (Anthony Tuckney) が登場して、主の晩餐について報告し、6月17日には十戒についての提案、6月18日には主の祈りについての報告をなし、以後おもな報告者は明らかにタックニーで、6月23日の記録には彼が委員長であることが明記されている<sup>48)</sup>。し

44) *Minutes*, p.312.

45) Mitchell, *Catechisms*, p. XVII; Carruthers, p.4.

46) Mitchell, *Catechisms*, p. XVII, note2.

47) *Minutes*, p.349.

48) *Minutes*, p.388: ‘...The Committee, of whom Mr. Tuckney is in the chair.’

たがって彼が6月11日以後委員長を務めていることは、ほぼたしかである。その少し前の6月2日に、現在の大教理問答書の問86（終末におけるキリストとの交り）が決定し、続いて、現在の順序とは違って<sup>49)</sup>、恩恵の外的手段に移り、問154が採択されている。その後に、報告者の名が記されずに、委員会から報告がなされたという記録が続くのである。これらのことと総合的に考えると、6月2日が大教理問答書の前半と後半を区切る分岐点で、この日の報告は、その後半の最初の報告、つまり御言葉と礼典についての草案だったと推定される。そして、もちろん断定的には言えないが、タックニーはその後半部つまりいわゆる生活篇全部の草案作成の責任者であったと考えるのが一番妥当ではないだろうか。そして前半については、スタントンが責任者であったと考えるのが最も自然であろう。これまでの経過から考えるとパーマーを責任者としないのは不自然に思えるが、大教理問答においては、明らかに彼は中心的位置から退いている。推測ではあるが、catechistとしての彼の主張とこれまでの仕事は、大教理問答書ではなくて、小教理問答書の方につながるものだったと思われる所以、二種類の問答書が作られる事になった時、彼は小教理問答書の方の責任をもち、大教理問答書はスタントンあるいはスタントンとタックニーが責任者となったのではなかろうか。もっとも、小教理の作成が始まるのは数ヶ月後のことであるが、そこではっきりとパーマーは小教理問答の委員会の委員長に任命されているのである。

大教理問答書の作成の経過について、これ以上立ち入ることはできないが、最初の報告があった翌日の4月15日より審議が開始され、慎重にではあるが、スムーズに作業は進められ、10月15日に完成、10月22日に議会に送付という運びになっている。

## 九

小教理問答書の方は、8月5日、ちょうど大教理問答の審議が第二戒のところまで進んだ時、つまり全体の5分の4が片づいた段階で、会議は新しい委員会を作った、それに着手することを議決した。そして直ちに委員として、その時の会議の議長(prolocutor)ハールとパーマー、テンプル、ライトフット、グリーン、デルメ(Herle, Palmer, Temple, Lightfoot, Greene, Delmé)の6名が任命され、その日の午後委員会を開くこととパーマーが委員長になることがきめられている<sup>50)</sup>。

4日後の8月9日、会議は小教理問答の報告をするようにという議決をしたので、パーマーが報告をした。その内容は不明であるが、これが小教理問答について彼の行った最初で最後の報告となつた。というのは、パーマーはこれを最後に重い病にかかり、4日後の8月13日に46才で帰らぬ人となつたのである。

議事録には、8月9日のパーマーの報告と並んで、カラミーとガウワー(Calamy, Gower)を教理問答委員会に加えるという決定が記されているので、ミッチャエルもカラッザーズも、これを小教理問答の委員会への追加と受けとっているが、これは大教理問答の作成に当っている、はじめからあった教理問答委員会への追加と考えるべきである<sup>51)</sup>。従つて小教理問答委員会には別に変動はなく、翌8月10日に、テンプルが、恐らく病気のパーマーに代わって小教理問答の報告をしている。このパーマーとテンプルによる2回の報告の内容は全く不明であるが、これをウォーフィールドのように、全く予備的なものと考えるべきであろうか<sup>52)</sup>。断定的に言うことはもちろんできないが、私はこれを、小教理問答のかなりの部分を含んだ草案であったと考える。その理由としては、まずこの報告が2日にわたっていることに注意し

49) 恩恵の手段が先に来て、十戒が最後になる。

50) *Minutes*, pp.408-9. ‘...Mr. Palmer is to take care of it.’ とあるがその意味は ‘to be Convener of it’ ということである。

51) Mitchell, *Catechisms*, p. XXIV; Carruthers, p.5. 小教理問答委員会を指すのではないという証拠はいろいろあげることができるが、その一つとして、大教理問答の作業が行われている時期には、混同をさけるため、小教理問答の方はとくに Shorter, Short, Lesser, Littleなどという形容詞が Catechism の前に冠せられているという事実を指摘しておきたい。

52) Warfield, p.67: ‘evidently a preliminary (report)’.

たい。というのは1646年9月から翌年1月4日まで行われた教理問答の審議(最初から第四戒まで)にたいして報告は9月14日ただ1回だけで、しかもそれは全体草案であったようであり、1647年4月15日より始まった大教理問答の審議においても、問答書の前半分に対して報告は1回(変更の報告を含めれば2回)であることを考えると、2回にわたる報告というのはかなりの量のものを予想させる。第二に、小教理問答書の内容が、今言及した、1646年にパーマーが中心となって作成し、会議で審議され未完に終った教理問答に負うところが多いことを考えると、同じくパーマーを中心となって作成した報告書の内容は小教理問答書により近いものであったはずで、そこからこれを小教理問答書のかなりの部分の草案であったと考えることは十分可能である。第三の理由は、これから述べようとしている以後の経過から考えてということである。

さて、この二つの報告については、不思議なことに、会議で審議された形跡が全くない。その理由はわからないが、会議が大教理の審議に多忙であったことはたしかである。連日十戒についての審議が続けられ、大教理問答書の完成へ向けて、いわば最後の追い込みをかけているという状態であったから、小教理の方まで手が伸ばせなかつたというのが実状であろう。約1ヶ月経過した9月16日に、会議は「小教理問答(の審議)をすすめること」<sup>53)</sup>という決定をしている。これは何を意味しているのであろうか。この日はちょうど大教理問答の第十戒の審議が行われた日であるから、一応大教理問答が最後まで来たところで、会議はいよいよ小教理問答の方に取りかかろうと考えたものと思われる。しかしながら、この決定にもかかわらず、会議は依然として小教理問答の審議には進めなかつたようである。それはまた何故であろうか。議事録から見ると、翌9月17日から、一応完了した大教理問答について、修正案の提出と審議、更に全体にわたっての再検討の報告と審議が連日続けられて、10月15日にまで及び、そこで

やっと大教理問答書が完成するという運びになっている。それゆえ、やはり大教理問答の方の審議が、おそらく予想以上に手間どつたために、小教理問答の審議に着手することができなかつたものと考えていいであろう。しかしそれならば、大教理問答が完成した今、会議は直ちに、すでに提出されている報告書(草案)にもとづいて、小教理問答の審議にはいることができるはずである。ところが実際にはそうはしなかった。

## +

10月19日(1647年)に会議は、アントニー・タッケニー、スティーヴン・マーシャル(Stephen Marshall), ジョン・ウォード(John Ward)の3名に、小教理問答書の草案作成を命じている。<sup>54)</sup>

なぜ会議は、先にパーマーとテンプルが提出した報告(草案)を審議しないまま、新しい委員会を作つて草案作成に当たらせようとしたのであろうか。またこの新しい委員会と8月5日につくられた小教理問答委員会とはどういう関係になるのであろうか。

ミッケルはこの新委員会を、小教理問答を最終的に調整(adjust)する委員会と考え、前の委員会がこの2ヶ月の間に作成した草案を最終的に調整するために任命されたとしている。そしてさらに、彼が小教理問答書の作成に最も貢献したと考えるウォリス(Wallis)がその草案作成に協力していたと想像している<sup>55)</sup>。しかし前の委員会が草案を作成し、それが会議で審議されたあとなれば、その結果をふまえて別の委員会が調整するということは考えられるが、一つの委員会で討議の上作成された草案を、全く別のメンバーの委員会が受けつぐということは考えにくい。そして会議が命令したのは草案を作成すること(prepare)であつて、調整すること(adjust)ではなかつた。さらにウォリスが委員会に出席することを求められたのは、ずっと後の11月9日の再検討の段階になつてからである。

53) Minutes, p.479: 'To proceed in the little Catechism'.

54) Minutes, p.485: 'Ordered-Mr. Tuckney, Mr. Marshall, Mr. Ward, to prepare the Short Catechism'.

55) *Catechisms*, pp. XXIV-XXV.

この二つの委員会のことを考えようとするとき、2年前に同じようなことがあったことを思い起さずにはいられない<sup>56)</sup>。その時は7名の委員会が先にあり、あとで全体草案作成のために3名の委員会が設けられたが、今回は6名の委員会が先にあり、後に同じく3名の委員会が作られて草案作成を命じられている。ただ、前回はパーマーが両方の委員会に共通の中心であったことと、報告が会議で審議されたことが違っているが、今回はパーマーは途中で死去したことであり、会議での審議も、なされるはずのところが、出来なかつたというわけであるから、この二つのケースが非常に似ていることは否定できないであろう。両方を考え合わせて、私は次の様に推定する。パーマーを中心とするはじめの委員会は、小教理問答の全部ではないとしても、かなりの部分の草案を作成して、それを二度にわたって報告した。会議は当然それを審議するつもりであったが、出来ないまま大教理問答書の完成を見た<sup>57)</sup>。そこで少しでも早く小教理問答書の方も完成させるために、その草案の審議は省略して、実行委員会的な三人委員会を新たに設けて、一気に草案全体を完成させ、審議を急ごうとしたのだと。そしてパーマーなきあと、この委員会の中心に、大教理問答書作成の中心であったタックニーをもって来たのは当然のことであった<sup>58)</sup>。

この委員会は非常に敏速に仕事を進めたらしく、2日後の10月21日にタックニーが会議に報告をし、本文の審議は10月21, 25, 28, 29日、11月1, 2, (8)日の6(7)回で終っている。記録の通りもし報告がただ1回だけだとすると、2日足らずで草案を作成したことになる。このあたりの記録

は非常に簡単なので、毎回あるいは数回にわけて報告があったのに、討議の方だけ記したと考えることもできる<sup>59)</sup>。しかしそれにしても、これまでの教理問答作成の長い道程を考えると、小教理問答書は草案作成も審議も、余りに短時日に行われたことに驚きを禁じ得ない。それが可能になつたのは、もちろん長期にわたる準備段階があつたからであり、更に直接的には大教理問答書作成のための慎重な審議が先立っていたからであるが、タックニーを中心とする三人の草案作成委員とおそらくそれを助けたスコットランドのラザフォード<sup>60)</sup>によって作成された草案が美事なものだったからであろう。その意味でカラッザーズが「われわれのために小教理問答書を生み出してくれたのはこの四人、とくに委員長のタックニーである」<sup>61)</sup>と言っているのは理由のないことではない。しかし彼らの仕事がこのように短時日に進行できた理由として、さらに先のパーマーの小教理問答委員会が作成して報告した草案を彼らが十分利用できたということを考えることも可能である。パーマーの委員会の仕事も短期間であるが、パーマーが小教理問答を担当することはもっと以前からきまついていて、早くから彼がその仕事を手がけていたことも考えられないことではない。いずれにもせよ、パーマーが小教理問答書の作成になした貢献は、長期間にわたる準備段階での彼の中心的働きとともに、従来考えられているよりもっと評価する必要があると思う<sup>62)</sup>。

## +

おそらく11月8日に本文の審議を終えた会議は、翌9日に(アントニー)バージェスとコード

56) 本論文の四節参照。

57) 委員会は、草案提出で一応仕事が終り、審議に進まないため、それ以上は、この2ヶ月間何も仕事をしなかつたと思われる。

58) 会議は、タックニーを委員に任命すると同時に、書記のバイフィールドに「タックニー氏が会議から課せられた特別の仕事のために、ケンブリッジに出席することを免じてもらうように、会議の名において手紙を書くこと」という命令を出している。タックニーは1645年以来、ケンブリッジのエマヌエル・コレッジの長であったが、ここでこういう手紙が出されたことは、小教理問答に関して、彼にとくに重い責任が課せられたことをあらわしている。

59) カラッザーズはそう理解しているようである。Carruthers, p.5.

60) ラザフォードは小教理問答書の完成まではとどまつていなかつたが、彼が去る時(11月9日)その本文は会議を通過していた。

61) Carruthers, p.5.

62) ミッセル、ウォーフィールドをはじめとして、パーマーと小教理問答書との関係を、彼の早い死と、彼の1640年の書物の内容とから過小評価する傾向があるが、これらを固定的に考えることは正しくない。

リーを、小教理問答の再検討のために委員会に加え、ウォリスが（書記として）それに出席するという決定をしている<sup>63)</sup>。検討作業は次の二日にわたって行われ、11月15日には第四戒まで読会にかけられ、承認された後、筆記することが命じられ、さらに序言を作成することが委員会に命じられた。翌日タックニーは小教理問答書の残余に関して報告をし、読会にかけられた後筆記が命じられ、さらに翌17日にも、なお残っていたところについてタックニーが報告をしたが、8日すでに決定済みであった、十戒・主の祈・使徒信条を問答のあとに付加するということのうち、使徒信条についてナイ(Nye)が異議を唱え、それにレイナー、グリーンヒル、ウィルソン、ヴァレンタイン(Rayner, Greenhill, Wilson, Valentine)の4名が同調した。会議は何度も繰り返されたこの問題について討議することを避け、その代りに、委員会に上記5名のうちの3名を含む9名を加えて、そこで問題の解決をはかろうとしたように見える。このようにして、11月19日にタックニーが序言あるいはむしろ後書きについて報告したが、その中に使徒信条についての説明が盛り込まれ、さらに「よみに下り」という問題の句については、採決のすえ、欄外に説明をつけるということで決着がついた。

これで小教理問答書の審議は終ったが、議会に提出する際に付加すべきメッセージについて、22日と25日に討議を行ったあと、小教理問答書は11月25日に下院に、26日に上院に提出された。議会は、会議の労に感謝を表明するとともに、議会と会議のメンバーが用いるために大小教理問答書を印刷することと、両者に証拠聖句をつけることを命じた。そこで会議は、前者を書記のバイフィールドに託し、後者については、委員会を作って原案を作らせて、11月30日から大教理問答書の方の審議を開始し、それが再検討の審議の段階にはいったところで、1648年3月2日より、小教理問答書の証拠聖句の審議を始め、3日、6日、8日、9日の各日にそれを継続し、両教理問答書とも読会にかけられ、決定したところを筆記するという手続きをふんで、最終的に完成して、議会に送られることが決まったのは4月12日で、実際に送付されたのは4月14日であった。

大教理問答書は7月24日に下院で承認されたが、上院ではついに裁可されないで終ったのにたいし、小教理問答書は9月22日-25日に議会で何の修正もなしに採択された。そして会議の書記の監督のもとに、それを印刷し出版することが命じられ、このようにして小教理問答書は世に出ることになったのである。

### 引 用 書 目

1. Mitchell, A.F. and Struthers, J. ed. *Minutes of the Sessions of the Westminster Assembly of Divines (November 1644 to March 1649)*. Edinburgh and London, William Blackwood & Sons. 1874.
2. Baillie, Robert. *The Letters and Journals of Robert Baillie*. 3 vols. Edinburgh, Bannatyne Club, 1841-1842. (一部分しか利用できなかった).
3. Mitchell, Alexander F. *Catechisms of the Second Reformation*. London, James Nisbet & Co., 1886.
4. Mitchell, Alexander F. *The Westminster Assembly, its History and Standards (the Baird Lecture for 1882)*. London, James Nisbet & Co., 1883.
5. Carruthers, S.W. *Three Centuries of the Shorter Catechism*. Fredericton N.B., University of New Brunswick, 1957.
6. Warfield, Benjamin B. *The Westminster Assembly and its Work*. New York, Oxford University Press, 1931; reprint, Cherry Hill, N.J., Mack Publishing Company, 1972.
7. *The (Westminster) Confession of Faith, the Larger and Shorter Catechisms, with the Scripture Proofs at large, together with the Sum of Saving Knowledge*. The Publications Committee of the Free Presbyterian Church of Scotland, 1976.
8. Rogers, Jack Bartlet. *Scripture in the Westminster Confession*. Grand Rapids, William B. Eerdmans Publishing Company, 1967.

63) *Minutes*, p.488. カラッザーズはこのバージェスをCornelius Burgesとしているが、これはAnthonyの方である。ロジャーズがその価値高い詳細な研究書（前出注40）において、「信仰告白」の著者たちは誰であるかという彼の根本的テーマを立てるに当って、同じ誤りを犯しているのは遺憾なことである。Rogers, *op. cit.*, pp.175-176.

## ウェストミンスター小教理問答書関係年表

年	月	日	事項
1643	6	12	ウェストミンスター会議召集の条令
	7	1	ウェストミンスター会議開会
	7	8	英国教会の39箇条（1563年制定）の改訂作業開始
	8		The Solemn League and Covenant 締結
	10	12	上記改訂作業中止し、教会の紀律と政治について協議し、礼拝指針を作成することという命令が議会より出る
	12	16	礼拝指針作成委員会任命（Palmerに catechising の指針作成が託される）
1644	8	20	信仰告白の委員会設置
	11	21	（教理問答草案完成という Baillie の証言）
	12	2	教理問答作成を促進するために Palmer に 4 名の委員追加（Marshall, Tuckney, Newcomen, Hill）
	12	26	（草案に非公式に意見一致という Baillie の証言）
	12		礼拝指針の完成。教会政治規定（Propositions）議会へ提出
1645	2	7	教理問答委員 2 名追加（Reynolds, Delmé）
	5	12	信仰告白起草委員会設置
			教理問答委員会午後開催
	5	13	教理問答委員会からの最初の報告。討議がなされた
	7	7	教会政治指針議会へ提出
	8	1	教理問答について Palmer 報告。討議
	8	4	使徒信条を教理問答の中に入れることについて討議
	5		神について討議
	8	20	討議。全体草案作成のための 3 人の委員会設置（Palmer, Stanton, Young）
1646	1	未	（教理問答作成が中断していることを示すペイリーの証言）
	7	22	下院より信仰告白と教理問答の完成を急ぐことという指示。教理問答委員会に Ward を追加
	9	11	会議は教理問答の報告を求める
	14		（午前）パーマー報告をする
			（午後）討議。聖書に関する問答決定。以後審議継続
	9	24	問35まで。以後審議中断
	25		信仰告白 1 ~ 19 章下院に提出
	11	27	審議再開、1月4日（第4戒の審議）まで継続
	12	1	委員会に大追加（Whitakers, Nye, Byfield と信仰告白の仕上げ委員会のメンバー）
	12	4	信仰告白下院に提出
1647	1	14	Vines の提案にもとづいて、大小 2 種類の教理問答書の作成を会議は決定
	4	5	信仰告白の証拠聖句完了
	4	14	大教理問答書の最初の報告が委員会よりなされる。報告者は Dr. Stanton
	4	15	大教理問答書の審議開始
	6	2	〃 前半の審議完了
	8	5	小教理問答書に着手する決定。
			委員会設置（Herle, Palmer, Temple, Lightfoot, Greene, Delmé. 委員長パーマー）
	8	9	Palmer 小教理問答書の報告（13日召天）
	10		Temple 報告
	9	16	小教理問答書の審議を進めよという会議の命令
	10	15	大教理問答書の審議完了。20日に読会
	10	19	小教理問答書の新委員会設置（Tuckney, Marshall, Ward）草案作成を命じられる
	10	21	審議開始。25日, 28日, 29日, 11月1日, 2日(8日)で本文審議終る
	10	22	大教理問答書議会へ提出
	11	9	Burges, Cawdrey 小教理問答書再検討のため委員会に追加
	11	10	再検討審議、読会、承認、筆記と序文作成の決定（17日まで）
	11	17	使徒信条を付加することに異議がでる
	11	19	序言（後書）完成、承認
	11	25	小教理問答書下院に提出
	11	26	〃 上院 〃
			議会は大小教理問答書に証拠聖句を付加することを命じる
	11	30	大教理問答書の証拠聖句審議開始
1648	3	2	小教理問答書の証拠聖句審議開始
	4	14	両教理問答書（証拠聖句付）議会へ提出
	7	24	大教理問答書下院で承認
	9	22	小教理問答書議会で承認
	25		